

青森大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森大学学則第3章および青森大学単位修得・試験規程に規定する教育課程及び履修方法に関し必要な事項を定める。

(授業科目の履修年次)

第2条 授業科目には履修年次を定める。

2 履修年次よりも低学年の者が当該科目を履修することはできない。ただし、教育上有益と教授会が認めた場合はこの限りではない。

(履修科目の登録)

第3条 学生は、所定の期間内に履修登録を行わなければならない。病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教務課に届け出なければならない。

2 既に修得した科目を再度履修登録することはできない。

3 同一時限に複数の科目を履修登録することは原則できないものとする。

(履修登録の変更)

第4条 履修登録後、所定の期間(履修登録期間)に限り履修登録の変更を届出することができる。

2 所定の期間以外では変更を認めない。ただし、学生本人の責に帰さない事由、又は特別な理由により届出できなかった場合等は、教授会の承認を経て変更を認めることとする。

(履修取消期間)

第5条 授業開始後、所定の期間(履修取消期間)に限り登録科目の履修取消を申請することができる。

ただし、必修科目については、これを認めない。

2 履修を取消した科目の単位は履修登録単位数の上限に含めない。

3 履修を取消した科目については、第11条のGPA算出科目に加えない。

4 学生本人の責に帰さない事由により履修取消期間に申請できなかった場合は、教授会の承認を経て履修取消を認めることとする。

5 履修取消した科目は、当該学期中に履修取消の取消しを行うことはできない。

(履修者の制限)

第6条 授業の目的や内容及び教室の設備等により、履修者に制限を設けることがある。これらの科目を履修者制限科目という。

2 履修者制限科目は、科目担当者が登録方法を定め、シラバス等で公表する。

3 履修者制限科目については第5条の履修取消は認めない。

(履修科目の登録の上限)

第7条 学生が適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に登録することができる単位数の上限を定める。

2 各学部・学科の履修登録単位数の上限は、次のとおりとする。

総合経営学部 1～4年次：前期25／後期25

社会学部 1～4年次：48

ソフトウェア情報学部 1～3年次：48／4年次：30

薬学部 1年次：57／2年次：56／3年次：60／4年次：43／5年次：35／
6年次：41

3 前号の単位数には、卒業要件に含まれない資格関連科目、自由科目等の単位数は含まれない。

4 教育上有益と教授会が認めた場合には、2項の上限を超えて履修することができる。

(他大学・他学部の授業科目の履修及び単位認定)

第8条 本大学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学で開講する授業科目を当該大学又は短期大学との協議の上、履修することができる。

2 本大学の異なる学部が開講する専門科目を届出により履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、あわせて30単位を超えない範囲で、卒業要件単位の専門科目群(選択科目)又は基礎スタンダード選択科目として教授会の承認を経て認めることができる。

(遠隔授業の修得単位上限)

第9条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、遠隔授業の修得単位上限については、青森大学学則第11条に則り、60単位を超えないものとする。

2 遠隔授業で修得した単位が60単位を超える場合、履修およびその科目の受講、成績評価等を行うことはできるが、卒業単位には含めないものとする。

3 その他、遠隔授業に関して必要な事項について、別途定めることができる。

(単位の授与及び成績評価)

第10条 単位の認定及び成績評価については、次に定めるとおり行う。

(1) 各科目の成績評価の方法および評価基準は、授業科目担当者がシラバスに記載する方法・基準により試験・レポート・小テストの成績、発表や課題提出状況等による。

(2) 成績は100点法に従い、60点以上を合格とし59点以下を不合格とする。

(3) 評点は、100点～90点をS、89点～80点をA、79～70点をB、69点～60点をC、59点以下をD、評価不能をNとする。

(4) 学則第12条第3項において認定した単位については「認定」と表示する。

(学修成果の評価)

第11条 学修の状況および成果を示す指標として、履修した各授業科目の成績に対して、GP(グレードポイント)を与え、これに基づき履修科目の成績の1単位当たりの平均値であるGPA(グレードポイント・アベレージ)を算出する。GPおよびGPAの算出方法については次のとおりとする。

(1) GPの算出方法

評点：100点～90点／GP：4

評点：89点～80点／GP：3

評点：79点～70点／GP：2

評点：69点～60点／GP：1

評点：59点～0点／GP：0

評点：評価不能／GP：0

(2) GPAは原則として、履修したすべての科目から次のように算出される

(履修した授業科目で得たGP×その科目の単位数)の合計÷履修した授業科目の単位数の合計

2 教職に関する科目など卒業単位に含まれない資格関連科目、及び学則第12条第3項による認定科目は、GPAの計算に含まれない。

(成績に関する異議)

第12条 成績評価に対して合理的な理由により異議のある者は、所定の期間内に成績質問票により申し出ることができる。

2 成績に関する意義申し立ての詳細については別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教育課程の実施にかかわる必要な事項は、教務委員会を経て大学運営会議で審議のうえ学長が決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学運営会議の審議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日に在籍する全学年の学生から適用する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から改正・施行し、平成31年4月1日に在籍する全学年の学生から適用する。